

林政審議會施策部会

第3回議事録

林野庁

第 3 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会  
議 事 次 第

日 時：平成27年 2 月18日（水）13:14～15:03

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 . 開 会

2 . 林 政 部 長 あ い さ つ

3 . 議 事

（ 1 ） 「 平 成 26 年 度 森 林 及 び 林 業 の 動 向 」 の 検 討 に つ い て

（ 2 ） 「 平 成 27 年 度 森 林 及 び 林 業 施 策 」 の 検 討 に つ い て

（ 3 ） そ の 他

4 . 閉 会

○佐藤企画課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

初めに、林政部長の牧元から御挨拶申し上げます。

○牧元林政部長 林政部長の牧元でございます。委員の先生方におかれましては、大変御多忙の中、またこのような悪天候の中お越しをいただきまして、誠にありがとうございます。

先般、1月26日の林政審議会におきまして、先生方がこの施策部会の委員に指名をされましてから初めての施策部会ということでございます。この施策部会におきましては、例年3回ほど、森林・林業白書についてご審議をいただいているところでございまして、先生方には今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

この26年度の白書につきましては、これまでの施策部会の中で、「平成26年度森林及び林業の動向」の主要記述事項（案）と「平成27年度森林及び林業施策」の作成方針（案）について御審議いただいたところでございまして、これを受けまして、いよいよ本文書の御審議をいただくというような段階になったところでございます。

この白書には、いろいろな役割があると思っております。国民の皆様方に森林・林業の現状をわかりやすくお示しするというのも非常に重要な役割でございますけれども、私は、この白書の一番大きな役割というのは現状をしっかり分析することだと思っております。当然、今後の施策を進める上では、現状を分析してどこに課題があるのかということをはっきりさせて、その後の施策をどうするのかということにならうかと思っております。

特に今年は、森林・林業基本計画を御検討いただく年でもございます。毎回のペースであれば、夏以降ということにならうかと思っておりますけれども、いよいよ基本計画についても、林政審議会でご審議をいただくことになると思っております。こういった基本計画はもとより、また、毎年の施策においてもそうでございますけれども、いかに現状分析をするのか、それが出発点ではないかと思っております。

その意味で、森林・林業白書の果たす役割というものは極めて大きいと思っております。先生方の今後の御指導を重ねてお願ひ申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○佐藤企画課長 ただいま林政部長から申し上げましたが、ご案内のとおり先月26日に開催されました林政審議会におきまして、林政審議会の委員から本日御出席の7名の委員が施策部会に属する委員として指名され、委員の互選により土屋委員が部会長に選任されておりますので、

この場でも御報告させていただきます。

それでは、ここで改めて委員の御紹介をさせていただきます。

葛城委員でございます。

○葛城委員 葛城です。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 土屋部会長でございます。

○土屋部会長 土屋でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 塚本委員でございます。

○塚本委員 塚本でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 松浦委員でございます。

○松浦委員 松浦でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 丸川委員でございます。

○丸川委員 丸川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画課長 次に、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は委員7名全員に御出席をいただいております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。また、林野庁の出席者につきましては、座席表のとおりでございます。

次に配付資料の確認をさせていただきます。1枚目に議事次第がございますが、2枚目に配付資料の一覧がございます。その次が資料番号1の「平成26年度 森林及び林業の動向」の項目案で1枚紙でございます。資料番号2が、「平成27年度 森林及び林業施策」の項目案でこれも1枚でございます。その次に、参考1として施策部会委員名簿、参考2として林野庁関係者名簿、参考3として関係法令、参考4として平成26年度森林・林業白書のスケジュール案となっております。また、一覧にはございませんが、白書の原案をお手元にお配りしておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。なお、この原案につきましては、非公表扱いとさせて頂いておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。土屋部会長、よろしくお願いいたします。

○土屋部会長 皆さんには、非常にお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがと

うございました。御紹介いただきましたように、部会長を務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。何かと不慣れなこともございますが、ご指導いただければと思います。

一言言わせていただきますと、実は前に特別委員という形でこの施策部会にかかわったことがあるのですが、この施策部会というのは大変勉強になる委員会だと思っております。先ほど牧元部長から御挨拶がありましたように、行政として現状分析をするというところにつき合えるのは、非常にありがたいことだと思っております。それから施策部会は本審と比べると人数が少なく、議論もたくさんできるということで、なるべく議論を盛り上げるように部会長としては務めさせていただくつもりですので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、まず1つ目は「平成26年度森林及び林業の動向」の検討、それから2つ目として「平成27年度森林及び林業施策」の検討、この2つの検討が主な議題です。それから、「その他」となっております。

「平成26年度森林及び林業の動向」につきましては、昨年11月に開催された平成26年度第2回施策部会において構成と内容、それから主要記述事項について審議を行いました。今回は、前回の審議を踏まえて作成された項目案と原案に基づき審議を行います。また、「平成27年度森林及び林業施策」につきましては、昨年9月に開催された平成26年度第1回施策部会において作成方針の案について審議を行いました。今回、これを踏まえて作成された項目案と原案に基づき審議を行います。

今回、新任の委員の方が私も含めていらっしゃるわけですが、もう既に2回検討が済んでいて今回が3回目、最終ということですので、ここで議論をすることはある意味限定されているということになるかと思いますが、その範囲内でなるべく活発なご議論をお願いいたします。なお、本日は15時までの審議を予定しておりますので御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から一括で資料の説明をお願いいたします。

○佐藤企画課長 改めまして企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「平成26年度森林及び林業の動向」及び「平成27年度森林及び林業施策」につきまして、資料に沿って、ポイントを御説明させていただきます。

まず「平成26年度森林及び林業の動向」につきましては、資料1の項目案、それと原案を御覧ください。なお、委員のお手元には、原案について事前にお送りした資料との主な変更箇所、第1回及び第2回の施策部会における主な意見を別途お配りしておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

まず全体の構成につきまして、資料1の項目案を御覧いただきたいと思います。例年どおり

でございますが、まずトピックスがありまして、その後に第Ⅰ章が「森林資源の循環利用を担う木材産業」、これが今回の特集章になります。第Ⅱ章以降は、「森林の整備・保全」、「林業と山村」、「木材需給と木材利用」、「国有林野の管理経営」、「東日本大震災からの復興」としており、全体で6章構成となっております。各章の構成は、それぞれ御覧のとおりとなっております。これらに加え、「平成26年度森林及び林業施策」、いわゆる講じた施策が一緒になっております。

それでは、まずトピックスについて御説明いたします。平成26年度における特徴的な動きとして、4点を取り上げました。ここから先は、主に原案の方で御説明させていただきます。原案のページ番号ではトピックスの2ページ以降となります。

まずトピックスの1、「映画「<sup>ウッドジョブ</sup>WOODJOB！」で「<sup>もり</sup>森林の仕事」が注目」でございます。平成26年は、林業の世界に足を踏み入れた若者が主人公の映画が公開され、林業がエンターテインメントの世界でも注目を集めたこと、林野庁が平成15年度から実施している「緑の雇用」事業もモデルとなっていること、林業の現場作業のほか森林施業プランナーやフォレスター、更にはいたけや木炭の生産、野生鳥獣の狩猟など、さまざまな「森林の仕事」があること、政府では、新たな木材需要の創出等により、林業・木材産業の成長産業化を実現し、山村地域に産業と雇用を生み出すとしていることなどについてでございます。

次のページはトピックスの2、「CLTの普及に向けたロードマップが公表」でございます。新たな木材製品であるCLT（直交集成板）について、平成26年11月に林野庁と国土交通省が、今後の本格的な普及に向けたロードマップを公表したこと、3つの施策の柱のうち1つ目は、CLTについての建築基準の整備であり、強度等のデータ収集を行った上で平成28年度の早期を目途に関係告示を整備すること。2つ目は、実証的な建築事例の積み重ねであり、平成26年度には共同住宅や事務所・研修施設等合計8棟が建設予定であること。3つ目は、CLTの生産体制の構築であり、平成26年度にはCLTのJAS認定工場が誕生したことなどについてでございます。

次のページがトピックスの3、「「山の日」が国民の祝日に」でございます。平成26年5月に祝日法が改正され、8月11日を「山の日」と定め、その意義を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」としたこと、「山の日」の制定に向け、関係者による制定協議会や超党派の議員連盟が設立され、検討等が行われてきたこと、我が国では「山」の多くは森林で覆われており、林野庁では「山の恩恵」ともいえる森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林の整備・保全に取り組んでいること、また、森林環境教育等を支援したり、国有林を「レクリエーションの森」に設定することなどを通じ、国民が「山」に親しむ機会や場を提供していること

などについてでございます。

次のページがトピックスの4、「長野県、広島県等で山地災害が多発」でございます。平成26年度は、日本各地で山崩れ、地すべり、土石流などの山地災害が多発し、長野県、広島県等では住民の命が失われたこと、9月には御嶽山が噴火し、噴出した大量の土石による二次災害の発生も懸念されたこと、林野庁では、災害発生直後から、職員派遣やヘリコプターによる被害調査、二次災害の防止を図るための応急対策、治山事業による復旧整備を行っていること、一方、事前防災・減災の観点から、治山施設の整備や森林整備の推進による「緑の国土強靱化」が重要となっていることなどについて記述しております。

また、次のページではトピックスの5として、例年どおり、毎年秋に開催される「農林水産祭」において天皇杯等を受賞した林業・木材産業関係者について紹介しております。

続きまして、第I章でございます。今回の特集章「森林資源の循環利用を担う木材産業」でございます。この章では、木材産業の役割や業種別の概要等を記述するとともに、これまでの木材需給の変遷と木材産業の対応を振り返り、木材産業をめぐる最近の動向と課題を整理しております。

まず「1. 森林資源の循環利用と木材産業」は、原案ではIの2ページ以降になります。

「(1) 森林資源と木材利用をつなぐ木材産業」では、「(ア) 森林資源の循環利用」として、「植える→育てる→使う→植える」というサイクルを推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の利用が可能となること。3ページにまいりまして、我が国では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えており、この森林資源の循環利用には、木材を生産する林業や、木材製品の消費者・実需者だけでなく、木材を木材製品に加工し流通させる木材産業の存在が不可欠であること。次に、「(イ) 木材産業の役割」としまして、まず「川下（消費者・実需者）との関係」では、ニーズに応じて木材製品を供給し、また、4ページにまいりまして、社会における木材利用を推進すること。「川上（林業関係者）との関係」では、原木の購入を通じて、林業と森林整備を支えること。「地域との関係」では、森林資源に近いところに立地し、その地域の雇用の創出と経済の活性化に貢献することなどについて記述しております。

「(2) 我が国の木材産業の概要」では、「(ア) 国産材を主原料に様々な木材製品を生産」としまして、主な木材製品の種類とともに、これらを生産する木材加工業の業種について紹介いたします。まず「製材業」につきましても、製材品とは何かといったことと、5ページにまいりまして、その工場での生産方法、製品出荷量とその内訳、原木入荷量とその内訳、需

要量全体に占める国内生産の割合、工場数、さらに6ページにまいりますと、出荷額・付加価値額、従業者数などを記述しています。次に、「集成材製造業」、「合板製造業」、8ページの「木材チップ製造業」、9ページの「その他の木材製品の製造業」について、それぞれ同様に記述しております。

10ページからの「(イ) 原木・木材製品の流通」では、主な木材流通業者として、原木市場、製品市場といった「木材市売市場」、11ページから12ページにかけては、木材問屋や材木店・建材店といった「木材販売業者」、そして13ページの「商社」について紹介しております。

「(ウ) 木材加工・流通の概観」では、このような木材産業の各事業者が川上と川下を結ぶことによって、木材の加工・流通が成立していること、14ページでございますが、そのあり方は、時々の木材需給と密接に関係していることなどについて記述しております。

特集章の2番目が、「2. 木材需給の変遷と木材産業の対応」でございます。原案では15ページ以降となります。ここでは、我が国の戦後の木材需給の変遷を、木材総需要量の推移により需要拡大期、需要停滞期、需要減少期の3つに分けまして、それぞれの時期における木材産業の対応とともに記述します。

まず「(1) 需要拡大期」でございますが、昭和48年頃までとした上で、「(ア) 木材需給」におきましては、戦後の復興・高度成長により、製材用材、合板用材の需要は、新設住宅着工戸数の増加とともに、それぞれ1.8倍、5.4倍に増加し、16ページでございますが、パルプ・チップ用材の需要量も、紙・板紙生産量の増加とともに、3.0倍に増加したこと。17ページでございますが、これに対応して国産材の供給量も増加したものの、当時の森林資源の状況による制約、すなわち戦中・戦後に大量に伐採され、その後に植栽された森林も保育段階にあった中で、昭和42年をピークに減少に転じたこと。このような中、木材の輸入自由化が実施され、原木の輸入量は昭和35年から48年までの間に7.9倍に増加したこと。18ページになりますが、この結果、昭和44年以降は輸入材の供給量が国産材を上回るようになったこと。

次に「(イ) 需要拡大期の木材産業」としまして、製材業は、林業地域を中心に小規模な工場が増加しましたが、昭和30年代になりますと臨海部に輸入材を利用する大型工場が稼働したこと。19ページでございますが、合板製造業は当初は輸出など、次いで国内向けの販売によって急成長したこと。20ページでございますが、その原料として南洋材が輸入され利用されたことでございます。次に、木材チップ製造業につきましては、紙パルプ工場向けに、工場残材や広葉樹原木を主原料として生産が拡大したこと。また、木材チップの利用先として木質ボード製造業が誕生したこと。原木及び製材品の取引では、小規模な事業者にとって不可欠であった



市売市場が発達し、21ページでございますが、海外からの木材輸入では、商社が主導的な役割を果たしたことなどについて記述しております。

次に、「(2) 需要停滞期」でございますが、昭和48年から平成8年頃までとしております。「(ア) 木材需給」でございますが、木材総需要量は、ピークとなった昭和48年以降、減少と増加を繰り返した後、1億 $m^3$ 程度で推移したこと。このうち製材用材と合板用材の需要は、新設住宅着工戸数とともに減少傾向に転じたのに対し、パルプ・チップ用材の需要は、22ページになりますが、紙・板紙生産量とともに増加傾向で推移し、平成7年には過去最高に達したこと。国産材の供給量は、木材価格の下落、一方で経営コストの上昇、これにより林業経営の採算性が悪化し、林業生産活動が停滞したことから、平成14年まで減少傾向で推移したこと。一方、輸入材は増加傾向で推移し、平成8年には過去最高となりましたが、このうち原木輸入量が昭和48年をピークに減少したのに対し、製品輸入量は増加し、昭和62年には原木輸入量を上回ったこと。こうした木材の輸入形態の変化の背景には、輸出国における資源的制約と国内産業の保護・育成政策、世界的な環境保護運動の高まり、そして23ページになりますが、昭和60年以降の急速な円高がこれを加速したといった状況があったということ。このような状況の中、木材産業による国内生産も大きく減少したことでございます。

23ページからの「(イ) 需要停滞期の木材産業」では、製材業では、特に輸入材を挽く工場の縮小再編等が行われたこと。24ページにまいりますと、合板製造業も、これは特に昭和60年代以降でございますが、南洋材原木の輸入減少により国内生産が急激に減少し、こうした中で、北洋材などの針葉樹が利用され始めたということでございます。25ページにかけてでございますが、木造軸組住宅の建築現場では、プレカット材の利用が拡大し、プレカット工場が増加するとともに、その原料として人工乾燥材や集成材の利用が増加したこと。木材チップの生産量は、平成3年以降は輸入チップが一層増加したこと等により、生産が減少したこと。原木市場の取扱量は増加したのに対し、製品市場の取扱量は減少したことなどについて記述しております。

最後に、「(3) 需要減少期」は平成8年以降としておりますが「(ア) 木材需給」では、木材総需要量は減少傾向で推移し、平成21年には46年ぶりに7,000万 $m^3$ を下回ったこと。このうち製材用材と合板用材の需要は、新設住宅着工戸数とともに減少傾向が加速し、26ページになりますが、パルプ・チップ用材の需要も、紙・板紙生産での古紙利用率の増加等により減少したこと。国産材の供給量は、引き続き減少傾向で推移しましたが、平成14年を底に、合板製造業における国産間伐材の利用の増加等を背景に再び増加傾向に転じたこと。一方、輸入につ

きましては、北洋材の輸入がロシアの輸出関税引き上げにより大きく減少するなど、原木輸入量は減少が続き、製品輸入量も平成9年をピークに減少に転じたこと。

「(イ) 需要減少期の木材産業」では、製材業については工場数が引き続き減少する一方、27ページにかけてでございますが、原木については、平成15年以降は国産材が輸入材を上回るとともに増加傾向に転じたこと。木造住宅でのプレカット材の利用拡大や、阪神・淡路大震災以降の建築法制の見直しを背景に、建築用材として品質・性能が安定している乾燥材や集成材の需要が増加したこと。28ページでございますが、合板製造業については、ロータリーレースの改良、住宅建築の現場での厚物合板の利用等により、スギの間伐材など国産材を活用した合板生産が拡大したこと。29ページでは、木材チップ製造業について、原料として広葉樹原木や工場残材の利用が減少する一方、針葉樹原木（間伐材）や解体材・廃材が増加していること。30ページでは、プレカット工場は、製材工場・集成材工場から部材を調達し、建築材料に加工して供給する加工・流通拠点となったことなどについて記述しております。

特集章の最後は、「3. 木材産業を巡る最近の動向と将来に向けた課題」です。原案では31ページ以降になります。ここでは木材需給の現状等を記述するとともに、木材産業及び関係者が将来に向けて取り組むべき課題を、近年の取組事例を紹介しながら整理いたします。

まず「(1) 木材産業を巡る最近の動向」においては、我が国の木材需要は、平成21年を底に回復傾向にあるものの平成20年の水準には達していないこと。今後の木材需要は、住宅建築に加えて、公共建築物等の非住宅分野や土木分野などの動向、32ページにかけてでございますが、紙・板紙に加え、木質バイオマスをめぐる動向等が重要となること。我が国の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、資源面では国産材には十分な供給余力があるが、我が国の林業・木材産業では需要に応じた効率的・安定的な供給体制の構築が課題となっていること。これに対し輸入量は減少傾向にあるが、依然として木材総需要量の7割以上を占め、その9割は製品での輸入となっていること。このため、木材産業による国内生産の割合は37%となっていること。同時に木材産業による国産材原木の利用率は78%にまで上昇していること。こうした中、林業団体と木材産業団体が、ウッドファースト社会の実現に向けて初めての共同の行動宣言を採択したこと。

その上で33ページから「(2) 木材産業等の課題と取組」におきまして、まず「木材産業の競争力の強化」としまして、輸入製品などと競合する中で消費者・実需者のニーズに応じた木材製品の生産・販売をしていく必要があり、その際、国産材原木の安定調達を図るとともに、その特性を最大限活用することが重要であること。こうした中、近年、大型工場が内陸部に立

地するケースが多く見られ、一方、地域の関係事業者が連携して家づくりを行う取組も行われていること。住宅の横架材、コンクリート型枠用合板など輸入製品が占める割合が高い分野向けに国産材を利用した新たな製品の開発も重要であること。34ページから35ページにかけてですが、「新たな木材需要の創出」としまして、これについては木材産業には大きな役割が期待されており、CLTや耐火集成材などの新たな木材製品の開発・実用化や、木材製品の輸出の取組などが重要であること。さらに「国産材の安定的・効率的な供給体制の構築」としまして、36ページでございますが、川上の林業関係者の連携による工場との協定締結、原木の直送などの取組が進められており、また37ページでございますが、林業生産においては生産性の向上と体質の強化を図るため、引き続き施業の集約化、路網の整備、機械化の推進、造林・保育コストの低減など、さらに諸外国に比べ低位である森林認証の拡大等にも取り組む必要があること。最後に、「国民全体で支える森林資源の循環利用」として、国、地方公共団体による支援や環境整備、消費者・実需者の理解の促進なども必要であることなどについて記述しております。

以上が、特集章となります。

第Ⅱ章以降は、時間の関係もありまして簡潔に、これまでの施策部会の議論を踏まえた点に重点を置いてご説明をさせていただきます。

第Ⅱ章は「森林の整備・保全」です。「1. 森林の現状と森林の整備・保全の基本方針」では、「(1) 森林の資源と多面的機能」、「(2) 森林・林業に関する施策の基本方針」について記述いたします。原案のほうではⅡ－5ページでございますが、平成26年5月に策定された「森林整備保全事業計画」において、新たな成果指標として「森林資源の平準化の促進」が加えられたことなどについて記述しております。

Ⅱ－8ページからが、「2. 森林整備の動向」でございまして、ここでは「(1) 森林整備の推進状況」、「(2) 社会全体に広がる森林づくり活動」、「(3) 研究・技術開発及び普及の推進」について記述します。このうち9ページでは、間伐等の支援については安定的な財源が確保されていないこと。また、11ページでございますが、主伐後の再生林に必要な苗木の安定供給が一層重要になっていること、コンテナ苗の生産の拡大の取組や課題への対応、19ページでございますが、間伐材を原料としたコピー用紙などの販売と森林整備への還元の取組について記述しております。

23ページからが「3. 森林保全の動向」になります。「(1) 保安林等の管理及び保全」、「(2) 治山対策の展開」、「(3) 森林における生物多様性の保全」、「(4) 森林被害対策の推進」について記述します。31ページから32ページにかけて、松くい虫被害についてです

が、依然として深刻な被害であること、引き続き被害拡大防止対策が重要であることなどについて記述しております。

Ⅱ－35ページからが、「4. 国際的な取組の推進」でございまして、「(1) 持続可能な森林経営の推進」、「(2) 地球温暖化対策と森林」、「(3) 生物多様性に関する国際的な議論」、「(4) 我が国の国際協力」について記述しております。

次は、第Ⅲ章「林業と山村」でございまして。「1. 林業の動向」では「(1) 林業生産の動向」、「(2) 林業経営の動向」、「(3) 林業の生産性の向上に向けた取組」、「(4) 林業労働力の動向」について記述します。原案のⅢ－6ページでは、保有面積の小さい森林所有者が多数いる実態などにつきまして、また、7ページでは、所有者の特定と境界の明確化が課題であることなどにつきまして、17ページの中では、森林作業道の作設に当たって周辺環境へ配慮するという考え方について、また、22ページでは、昨年、林政審議会でお話がありました林業遺産についてもコラムの形で取り上げようと考えております。29ページでは、前回ご指摘がございました伐木チャンピオンシップや女性の取組について記述しております。

31ページ以降が「2. 特用林産物の動向」でございまして「(1) きのこと類の動向」、そして「(2) その他の特用林産物の動向」としまして、木炭、竹材・竹炭、薪、山菜などについて記述いたします。

37ページ以降の「3. 山村の動向」では「(1) 山村の現状」、「(2) 山村の活性化」について記述いたします。

第Ⅳ章「木材需給と木材利用」です。「1. 木材需給の動向」では、「(1) 世界の木材需給の動向」、「(2) 我が国の木材需給の動向」、「(3) 木材価格の動向」、「(4) 違法伐採対策」、「(5) 木材輸出対策」について記述します。例年ですとここで木材産業について記述がありますが、今回の白書では特集章のほうに書いているという整理になっております。

Ⅳ－16ページからが、「2. 木材利用の動向」でございまして、「(1) 木材利用の意義と普及」、「(2) 住宅分野における木材利用」、「(3) 公共建築物等における木材利用」、「(4) 木質バイオマスのエネルギー利用」について記述しております。原案のⅣ－22ページでは、木材利用ポイント事業の実施について記述いたします。23ページから28ページにかけては、各地の木造公共建築物などの写真を掲載しております。29ページでは、土木分野における木材利用について記述しております。35ページでは、木質バイオマスのエネルギー利用に関して、原料の安定供給の確保と熱利用を含めた有効活用が課題であることなどについて、昨年よりも少し分量を増やしまして記述しております。

第V章「国有林野の管理経営」でございます。「1. 国有林野の役割」では、「(1) 国有林野の分布と役割」、「(2) 国有林野の管理経営」について記述します。

「2. 国有林野事業の具体的取組」では、「(1) 公益重視の管理経営の一層の推進」、「(2) 森林・林業の再生への貢献」、「(3) 「国民の森林」としての管理経営等」について記述いたします。

最後、第VI章「東日本大震災からの復興」です。「1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組」では、「(1) 森林等の被害と復旧状況」、「(2) 海岸防災林の復旧・再生」、「(3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献」について記述いたします。

「2. 原子力災害からの復興」では、「(1) 森林の放射性物質対策」、「(2) 安全な林産物の供給」、「(3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理」、最後に「(4) 損害の賠償」について記述いたします。

続きまして、「平成26年度森林及び林業施策」、いわゆる講じた施策でございます。これも白書の一部を構成するもので、これまでご説明した動向編に加えて前年度に講じた施策を国会に報告するものでございます。内容につきましては、昨年度の講じようとする施策が基本となっておりますけれども、一部補正予算により当初見込んでいない施策の追加などがあれば加筆するなどして作成しております。具体的には原案の15ページ、77行目になりますが、「木質バイオマスの利用」の中でセルロースナノファイバーの実用化に向けた取組に対する支援、こういった記述を追記しています。

続きまして、「平成27年度森林及び林業施策」、いわゆる講じようとする施策についてご説明させていただきます。これは資料2の項目案、その原案がございます。講じようとする施策については、昨年9月10日に開催されました施策部会でご確認いただいた作成方針に基づきまして、昨年同様に「森林・林業基本計画」の森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講じる施策の構成がございますので、これを基本に作成しております。平成27年度林野庁関係予算一般会計予算に盛り込まれた施策を中心に記載しております。本日はそのうち新たな記述を中心に紹介させていただきます。

ここから先は原案のほうでご説明させていただきます。まず原案の3ページに「概説」というのがございます。ここの「1. 施策の背景」でございますが、26行目以降でございます。

「森林・林業基本計画」、「日本再興戦略」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」等を踏まえ、林業の成長産業化の実現等に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全等を通じた森林の多面的機能の維持及び向上等に取り組む必

要があるとしております。

6 ページからが「第 I 章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」でございます。ここでは例えば 7 ページの 1 行目以降で「(4) 花粉発生源対策の推進」としまして、「ア」では、コンテナ苗の利用拡大のための協議会の設置や技術研修に対するの支援、また、「イ」では、花粉発生源となっているスギ人工林等の伐倒と、コンテナを用いて生産された花粉症対策苗木への植替えの推進などを記述しております。

13 ページからが「第 II 章 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」でございます。13 ページ、24 行目以降でございますが、「施業集約化等の推進」の中で、3 次元地図や過去の空中写真などの森林情報を活用した施業提案や森林境界の確認等のモデル的な実証、14 ページの 33 行目以降でございますが、「労働安全衛生の向上」の一つとして、事業者の安全診断など専門家を活用した労働安全対策の推進といった記述を入れております。

15 ページからは「第 III 章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策」でございます。15 ページの 11 行目以降でございますが、「国産材の安定供給体制の整備」のため、森林認証材の供給体制の構築についてのモデル的な取組に対して支援すること。また、同じページの 40 行目以降では、中高層建築物への利用が期待される CLT について、平成 28 年度の建築基準の整備に向けて強度データ等の収集や耐火部材の開発を推進するとともに、CLT を活用した建築技術の実用化に向けた実証及び国産材 CLT の生産体制の整備を推進すること。また、16 ページの 6 行目以降でございますが、「木材等の輸出促進」のための施策として、国産材を用いた木造軸組工法モデル建築の海外における展示、日本と中国の住宅・木材製品等関係者による製品開発・普及のための検討などを記述しております。そのほかについては、基本的には昨年度の講じようとする施策の記述ぶりを踏襲しております。

私からの説明は、とりあえず以上でございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。膨大な文章を非常に的確にご説明いただいたと思います。

それでは、これから委員の皆さんのご質問やご意見をいただくこととなりますが、全体の量が大変多いので、まとめて少しずつ前からやっていきたいと思っております。全体の流れとしては、森林及び林業の動向が中心になると思うのですが、その中ではトピックスというのは外向けにも重要なものとしてありますし、それからご説明がありましたように第 I 章が特集章ですので、この 2 つは初めしっかりやらなくてはいけなくて、このほかにもそれぞれ項目ごとにまとまっていますので、章ごとにそれぞれご意見やご質問をいただくという形で、それに対してお答え

してもらって議論をするということにさせていただきたいと思います。大体あと1時間ですので実はあまり時間がないので、なるべく効率的に議論をさせていただきたいと思います。

それでは初めに、今申しましたようにトピックスということになりますが、これは全部で何ページですか。

○佐藤企画課長 5ページでございますけれども、最後のものは受賞した方の紹介ということでございますので、どちらかというと最初の4ページが中心になるのかなと思っております。

○土屋部会長 そうですね。そのところについて初めに何かご意見、ご質問があれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ここは国民の皆さんから見れば一番読みやすく目につくところですので、何か細かいことでも結構ですから、この表現やこの文はおかしいのではないかなというところも、少しここは特にほかと比べても気にされたほうがいいのではないかなと思いますが、よろしいでしょうか。

これまで検討に加わられていた委員の方々、何かこれまでの流れの中で特に問題になりそうなところはありませんか。

どうぞ。

○塚本委員 塚本でございます。

今回のこのトピックスですけれども、映画の次がCLTというように、担い手と木材の利用という重要な内容が並んでおりまして、読ませていただいた感じでは、非常にすんなりと入るのかなと感じました。

特に「CLTの普及に向けたロードマップが公表」というところにつきましては、森林資源を多様に使っていかなければならないという課題を持っている都道府県にとっては、非常に力強い内容になっております。

特にトピックス2の25行目の「近年は2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会で」から始まる所でございますが、将来的には大型の需要が喚起されるのではないかなという林業関係者の期待も高まっておりますので、今後に期待が持てる内容にしていただければと思っております。

全体を通しまして非常にバランスがよく本当にいい形でまとめていただいているなどの感想を持っております。

以上でございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

特に何かコメントはありますか。

○佐藤企画課長 これまでの施策部会でいろいろご指導いただきました結果、こういった形でまとめさせていただきました。ご指摘ありがとうございます。

25行目以降のオリンピック・パラリンピックの関係、あるいは大型の需要の話でございますけれども、実はこのトピックス自体はCLTの話ですので、そこがどうしても中心になってしまうのですが、ただ、おっしゃるとおり、CLTに限らずそれを使う先の需要をどう増やすかといった話も、そこに加えさせていただいたパラグラフでございます。文章の分量の関係で余り詳しくはここには書けなかったのですが、ここではこういった形で頭出しをさせていただきます、より詳しい話は特集章あるいは通常章のほうで本文あるいはコラム、事例の中で書かせていただいているという構成にしております。

○土屋部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○佐藤委員 今のCLTに関して、よく我々はCLTがどういう製品であるかというのは、頭でわかっている話なのですが、どういうものですかとよく聞かれます。それで、ここでもいいのですが、どこかでCLTというのはこういう製品であるということを、少しわかりやすく示してはどうかと思いました。直交集成板と言っておりますが、繊維をどのように交差させるのかということ、少しわかりやすくしていただければ、よりいいのかなと思います。

○土屋部会長 どうぞ。

○佐藤企画課長 ご指摘ありがとうございます。

これにつきましては、トピックスの中で詳しい説明をしようかどうかと非常に迷ったのですが、今の原案では特集章の34ページの資料I-40というのがございまして、そこでCLTとは何かと、どういった特徴があるのかということ、より詳しく説明するというようにしております。どちらに載せるか非常に迷ったのですが、分量の関係もありまして今の時点ではこういう形で書いております。最終的にこういった形にするかは、改めて全体を見ながら引き続き検討したいと思っております。

○土屋部会長 今のお話で、特集章のほうでということですのでよろしいですね。

○佐藤委員 いいです。

○土屋部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

今トピックスの1と2は御意見が出て、2が中心になっていますが、3、4の「山の日」の



話と山地災害も含めてありますが、よろしいですか。

そうしましたら、後でまた時間があればもう一度戻れますので、ひとまずトピックスのところはこれでよろしいということにさせていただきます。先ほど申しましたように、5については今回の天皇杯等の受賞者ですので、これはお任せするというにさせていただきます。

それでは、次に行きます。第I章は「森林資源の循環利用を担う木材産業」でして、何回も申し上げていますが、毎年の白書を見ていただくと、毎年かなり違うことが書かれております。かなり力を入れて書いているところですので、ここは少し時間をとって議論して検討したほうがいいと思います。どこからでも結構ですのでご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員 まず、お礼を申し上げたいのですが、ウッドファースト社会を盛り込んでいただきましてありがとうございます。それから、伐木チャンピオンシップも取り上げていただいて、非常によかったと思います。

それで、これは今後どこかでご検討いただきたいことですが、国民の皆さんにわかりやすいという意味では、森林の持つ多面的機能について日本学術会議からの答申で、各機能ごとにどれぐらいの貨幣評価があるのかということが出されております。そのトータルが年間70兆円の多面的機能の貨幣評価であるということが出されていますので、その部分は非常に国民の皆さんにとってわかりやすいところだろうと思ひまして、それをどこかで国民の皆様にご提示いただくようなことをご検討いただきたいと思ひます。

○土屋部会長 どうぞ。

○佐藤企画課長 ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり森林の多面的機能、これは数値も含めて非常に重要なことでございます。去年は森林整備を特集しましたので、実は特集章の最初にそれを書かせていただきました。今年には木材産業ということになりますが、そこで木材産業が森林資源を循環利用することによって、ひいては森林整備が進められ多面的機能が発揮されるということで、つながってはいるんですけども、今回の特集章でそこまで具体的に書くとバランスとといいますか、焦点が若干ぼやける可能性もあるかと思ひましたので、今回は特集章ではなくて通常章の「森林の整備・保全」の中の最初のほうに、ページで言うとII-3ページになりますけれども、そこで今ご指摘がありました学術会議の答申について評価額も含めた資料を掲載させていただいております。

○土屋部会長 佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○土屋部会長 そうしましたら、引き続き第Ⅰ章の特集章で。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 田中でございます。

I-13ページのところでございますが、資料I-16で「木材加工・流通の概観」という表が載っております、前回の林政審議会でも木材販売業者というのが入っていないということをお知らせいただきましたら、早速ここに木材販売業者という名前を入れていただきまして大変ありがとうございます。

ただ、位置なんです、実を申しますと木材販売業者というのは、工務店に全ての材を納める業者です。プレカット工場に注文を出して、その加工した材料も木材販売業者から工務店に納めている。あるいは加工しない未加工材も全て木材販売業者が納めるというのが実態でございます、その他、木質ボードとかあるいは石こうボードとかそういうものを、全部この木材販売業者が工務店に納めておりますので、実態を言いますとプレカット工場と住宅メーカー・工務店等と、この間のところに木材販売業者を入れていただくというのが実態に合ったものであろうと思いますので、よろしくご配慮のほうをお願いいたします。

○佐藤企画課長 ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり木材販売業者、非常に重要でございます。ただ、この図を描くときに非常に私ども苦労したのは、木材販売業者はありとあらゆるところで役割を果たしていらっしゃるということで、この図を示すときにどこに入れようかと非常に悩んだところでございます。そういった中で注2をごらんいただきたいのですが、「矢印には木材販売業者が介在する場合も含まれる」というのは、この図で示したところ以外も含まれるという意味ではありましたが、ただ、それを代表する形でどこに入れるかということだと思います。多分今書いてあるところにも木材販売業者が介在する場合は当然あると思うのですが、今ご指摘がありましたとおり木材販売業者、特に建材店、材木店等になりますと、一番実需者である工務店等に近しいといったところは確かに一つの特徴だと思いますので、今のご意見を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

これに関しまして木材産業課から何かありますか。

○小島木材産業課長 問題ありません。

○土屋部会長 今この表が出たので、そこについて私もよろしいですか。

この表はすごく我々から見ると大事な表なのですが、意外と数字が入っていません。これはこれが限界なのでしょうか。例えば新しい製材工場が原木市場を飛ばして直送するような流通

は、これではあまりわからないとか、中間のところの集成材工場やプレカット工場のところの数字がほとんどわからないということがあるのですが、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 おっしゃるとおりでございます。私どもでこれをつくってみて、これは前の施策部会の特に鮫島部会長や、当時いらっしゃいました澤田委員のほうから、このようなフロー図があるといいという話がございます、今回から入れたものでございます。図は入れられるのですが、その数字がどれぐらいあるのかということにつきましては、実は統計上明らかなものというのがこれに書いてあるものに限られてしまいます。そこは注1のところにもそのように書かせていただいております。ただ、全く数字がないよりはわかるところだけでも書いたほうがいいだろうということで、こういった形で入れさせていただいております。

○土屋部会長 そうしますと、すぐには無理でしょうけれども、ある意味でこれからの課題になるのかと思います。

ほかはいかがでしょう。

どうぞ。

○塚本委員 特集章のI-3ページの「木材産業の役割」からのところですが、地域や川上との関係を整理し記載されており、林業における木材産業の立ち位置を理解する上では、非常によかったと思います。

I-6ページのところですが、木材産業は雇用などの面で地域に貢献している点が記述されていると思うのですが、11行目のところに製品出荷額等、付加価値額、従業員数という記述がございますが、「付加価値額」について注釈をつけていただくと、地域にとって非常に重要な要素であるということ理解でき、先ほどお話をさせていただいたような川上や地域との関係が良く見えてくると思いますので、ぜひそのところを丁寧に対応いただければと思います。

それから後ろのほうになりますけれども、32ページの木質バイオマスの記述でございます。近年、木質バイオマスと木材の有効利用に対して非常に注目が集まっているところです。昨日もテレビの番組で、A材、B材、C材と価値の高いものからバランスよく利用し、その残りを燃料として活用するというようなお話をされていました。今後、森林資源が充実し、それを余すところなく利用していく際に、木質バイオマスとして最後まで利用していくことが非常に重要となることを、特集章の中で記述いただければ、通常章の木材利用の動向のところには、カスケード利用についての記述はございますが、この章においても、その部分をぜひ追記いただければと思います。

それとその下の15行目以下の「資源面では国産材には十分な供給力があります」とのところ  
で、現状は木材の消費量のほぼ倍ぐらいの成長量がございますが持続可能に利用していくため  
には、林業を産業として成り立たせ再造林できるようにしていく必要があるかと思いたすの  
で、その点についても、特集章の中に盛り込んでいただければと思いたす。余すところなく  
森林資源を使いながら持続可能な形で未来につなげていくことが、現状、求められていると思  
いたすので記載内容も充実させていただければと思いたす。

以上でございます。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。

まず6ページの付加価値額については脚注を入れる方向で検討させていただきます。

32ページに関してでございますけれども、A材からC材の話でございますけれども、特集章  
の中では4ページでございますが、4ページの「地域との関係」の1つ上のパラグラフでござ  
います。「林業生産活動では、通直な原木だけではなく曲がりのある原木や間伐材などの小径  
木なども収穫される。」と記述しておりまして、したがってこれらも活用することが大事だと  
いった形で入れさせていただいております。

あと持続的な利用が非常に大事だといったことでございますけれども、これはむしろ林業生  
産のほうの課題なのかなと思っております、37ページのほうで林業生産にとっての課題とい  
ったことで入れさせていただいておりますが、今のご指摘を踏まえて、検討させていただき  
たいと思いたす。

○土屋部会長 どうぞ。

○葛城委員 今のお話に関連して、私もIV章の「木質バイオマスのエネルギー利用」のほうで  
発言しようかなと思っていたのですが、少しつけ加えますと、ちょうど先週大分県の臼杵を中  
心としたエリアに行ってきましたが、宮崎県でバイオマス発電の計画が数も多く進んでいて、  
その影響が大分県のほうにも来ているということで、県境に近い佐伯市の山を見せていただき  
ますと、皆伐があちこちで行われていて山がモザイク状になっていました。再造林していない  
かという、ほとんどのところでは苗木を植えているのですが、シカの害がひどくて、一応植  
えてはいるけれども、補助金がつくのが6年間だけだから、それが終わってしまうと植える  
ということもなくなるのではないかと、これを我々は非常に心配しています。今、業者がバイ  
オマス発電所に原料を供給できるように、先行的に山を買い占めているケースが多いような  
ので、そのあたりも含めて記述にはご考慮いただけるとありがたいかなと思いたす。

以上です。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。

特に木質バイオマス発電に関する課題だと思います。実はどこで書くかという話からさせていただきますと、少し悩ましいところがあります。木質バイオマス発電所というのは木材産業なのかという話がありまして、それ自体は統計上も実は木材産業よりは違うところに入ってくるという話がありまして、ただ、全く触れないわけにはいかないだろうということで、今、課題ではこうした形で木材需要ということで入れさせていただいております。

今のご指摘を踏まえまして、さらに特集章あるいは通常章の記述を充実することができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

木材利用課のほうから何かございますか。

○吉田木材利用課長 特にありません。

○土屋部会長 ありがとうございます。

もうかなりの委員の方がご発言いただいたんですけれども、ぜひ新しい委員の方からお願いします。

○丸川委員 ちょっとページが多くて戻ってしまって申しわけないのですが、特集とトピックスが同じだという観点からいきますと、せつかくCLTのところはトップに出ておりますので、いわゆる産業界、我々JAPICとか日商や経団連としては、例えばこのCLTの頭かどこかに「日本再興戦略」、結論からいうとトピックスが一番キャッチーなので、最初に出ているところのCLTのところ「日本再興戦略」の中に明記されたことに触れていただくと産業界も入りやすいと思います。それから記憶違いかもしれませんが、いわゆる「日本再興戦略」の工程表というのは、あらゆる省庁の全政策が入っているわけです。その中にCLTが「日本再興戦略」の一つに入っているはずですので、そういった意味ではここにその言葉を入れたほうが、後を読んでいくのに符合するのではないかという気がいたしました。

以上です。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。

実は「日本再興戦略」、あるいは同じときに改訂されました政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」というのがございます。おっしゃるとおりここに、CLTを目玉にしまして林業の成長産業化という政策が書いてあるということでございます。実はあちこちで書いてあることが引用されてはいるのですが、確かに一つの目玉がCLTでございますので、こちらのほうで何らかの形で触れる方向で検討させていただきたいと思います。

○土屋部会長 そうしましたら、松浦委員、いかがですか。

○松浦委員 あまりよ局的を射ていない質問かもしれませんが、CLTとかバイオマス発電となりますと、それを担う産業側としましては、多分、原料の安定的・効率的な供給が重要なのではないかと思います。そうしますと、サプライヤーとしてどういった工夫をされているかということ、例えば安定的な供給をどのように確保するか、それもコストを下げてもどのように長期間にわたって安定供給するかといったことについてのお考えをお聞かせいただければと思います。また、それを踏まえた上で、例えば土地利用の形態も含めてどのようなことが考えられるのか。例えば現在、ほとんどの森林は山間地に分布することから生産コストを押し上げています。一方、休耕田もたくさん増えていることから、コストの安い平地林での生産といったことが考えられないかということです。この辺を教えていただきたいなというふうに考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 それではまず、今回の白書の記述との関係で私のほうからお答えいたします。

特集章の中の35ページから37ページになります。木材産業の特集章ですが、おっしゃるとおり、やはり原料になる原木の安定供給が大きな課題だと思っております。ご指摘いただいたような課題についてはここで触れております。また、川上のほうの取組の事例もございますので紹介したいと思っております。

その中で事例のI-2でございますが、実際に素材生産業者等が連携して安定的に供給する取組というのが、最近特徴あるものとして出てきていますので、こういったことは細かくご紹介したいと思っております。あと37ページのほうでは林業生産自体の効率化、生産性の向上といったことについて、路網の整備、施業の集約化等について触れております。これにつきましては、通常章の「林業と山村」の章でございますが、さらにそれぞれについて細かく触れるということで、特集章では導入的な記述をしまして、より詳しい話は通常章のほうで読んでいただくという構成にしているところでございます。

平地林等につきましては今の白書の中ではまだ何か書けるような段階ではないと思っておりますけれども、もし森林整備部のほうで何かコメントすることがありましたらお願いします。

○桂川計画課長 確かにおっしゃるとおり、いわゆる放棄農地の中でも再農地化が困難とされているようなエリアというのがございます。そうしたところは農地の中では限界的に条件が悪いわけでございますが、林地として考えた場合は、一番里に近いところにあるわけでむしろ条件がいいというようにみなせるわけでございます。そういうところについての取組をどうすべきなのかというのは、確かに将来に向けて大変重要な課題だとは思っておりますが、今の時点で白書にその記述ができるというところまで、まだ機が熟していないというふうに考えており

ます。

○佐藤企画課長 1つ補足をしますと、耕作放棄地であっても法律上は農地ではないかという見方もあると思いますので、まず農地政策の中での位置づけということ、私どもとしては踏まえる必要があるのかなと思っております。

○松浦委員 私、いろいろな現場に行くと、樹木が侵入し始めた耕作放棄地を多数目にするものですから、質問させていただきました。

○佐藤企画課長 おっしゃるとおり我々としても、今後そこは留意して、必要に応じて対応を考えていくことになるかもしれませんが、現時点では今ご説明申し上げたとおりでございます。

○土屋部会長 松浦委員、よろしいですか。

○松浦委員 はい。

○土屋部会長 かなり活発な議論をI章についてしていただいております。あと通常章もありますので、まだ1つ、2つ受け付けられると思うのですが、細かいこと、例えば文言でこれはというようなことも含めてご指摘がありましたら、いかがでしょうか。

どうぞ。

○塚本委員 33ページのところですけれども、資料I-39では、部材別の輸入材と国産材の割合が記載されておりますけれども、軸組工法の模式図が一緒にあれば読み手の理解がより進むと思います。通常章にツーバイフォーなどの様々な工法が出てきますが、今回それらについて説明された絵がないようですので、よろしくをお願いします。

○佐藤企画課長 ご指摘ありがとうございます。

私ども、こういう言葉を使っているうちにだんだん当たり前になってまいりますけれども、確かに普通の方から見るとそもそも軸組工法とは何かとか、あとこういった部材についても一般の方には何だということになると思いますので、どういったものが加えられるかどうかはわかりませんが、検討させていただきます。ありがとうございます。

○土屋部会長 ほかはいかがでしょうか。

ありがとうございました。そうしましたら一応ここでI章を切らせていただきます。かなり今の質問の中に出てきましたけれども、I章とほかのII章以降というのも連携していますので、その中でもう一回そういえばということがあれば、そのときまた議論させていただきます。

それでは、II章に行きます。II章は「森林の整備・保全」です。これもかなりまとまった章になるのですが、これについて、細かいところから大きいところまで含めて結構ですのでよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、時間もあまりございませんので私のほうから1点。実は今の特集章にも書いてあったのですが、私自身もかかわってかなり苦労した思い出がありまして、Ⅱ章の5ページから、「森林整備保全事業計画」の説明が始まっています。その中でキーワードとして、2つ、「年齢構成の平準化」と「平均林齢の若返り」ということが述べられています。これは特集章の初めのほうにも同じように若返りと平準化というのがありますが、実は平準化のほうは特集できちんと注釈でかなり詳しい説明があるのですが、若返りについては書いていないような気がしました。いわゆる林学系の間や行政の方はわかりだと思いますが、これは皆さん、若返りと言えわかりますでしょうか。

○佐藤企画課長 私どもはわかっているつもりでいますけれども、確かに一般の読者の方が見た場合に、何だということになるのかもしれませんが、ただ、若返りは若返りで、脚注でどう書くかということもありますので、少し考えてみたいと思います。

○土屋部会長 ちょっと時間を置きましたので、皆さん、いかがでしょうか。  
どうぞ。

○塚本委員 13ページのところにコラムの形で「林木育種の歴史」について取り上げられております。これまで日の当たっていなかった分野かと思いますが、林業関係者の間で、再造林時の苗木の確保が課題になっている現状から、こういう形で取り上げていただいたことは非常に良かったと思います。

ただ、記述内容については国家的な事業で行われたというような時代背景も踏まえていただければ、現在課題となっている理由などが明確になるのではないかと思います。育種事業は、戦後の過伐によりはげ山となった森林を再生するための国家的なプロジェクトであったと認識していますけれども資源が成熟した現在、持続可能な森林経営に向け再びクローズアップされているという時代背景などについても詳しく記載いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤企画課長 おっしゃるような背景だとは思いますが、昔のことでもありますので、確認した上で対応を検討したいと思います。どうもありがとうございます。

○土屋部会長 ほかはいかがでしょうか。

○葛城委員 先程、土屋先生のおっしゃったことで言うと、若返りはわかると思うのですが、年齢という言葉が一般の人にはぴんとこないと思います。樹齢だったらすぐわかるのですがけれども、5年ごとにまとまっているというのはどこかでぱっと目につくように記述していただくと、理解しやすくなるかなと思います。



○佐藤企画課長 実は年齢構成の平準化のほうだけ脚注を入れましたのは、こちらのほうがわかりにくいかなと思ったもので入れております。今ご指摘があったのは年齢とは何かということについてもということでしょうか。

○葛城委員 林齢ですね。林齢。

○佐藤企画課長 年齢は5年ごとで、林齢は1年ということになるとと思いますが、林齢のほうの説明もあったほうが良いというご指摘でしょうか。

○葛城委員 わかるような気もしますが、でも、確かに年齢は私も最初は戸惑いました。

○佐藤委員 我々は、年齢で通してはいますが、もしかすると年齢が5年ごとになっているというのも、1年ごとにグラフであらわしてくれたほうが、より親切かもしれませんね。

○土屋部会長 ご検討ください。

○佐藤企画課長 はい。

○土屋部会長 ほかはよろしいですか。

そうしましたら、後でお気づきになりましたらそこで言っていただくことにして、先に行きます。

そうしましたら第Ⅲ章です。第Ⅲ章は「林業と山村」です。ここについてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○葛城委員 どこに入れたらいいのかなと思って、入れるとしたらここなのかなということなのですが、第Ⅲ章の1の「(4) 林業労働力の動向」のところで、いつも就業者の年齢に関する話は出てきますが、私は林業の労災率の高さというのは、非常に深刻に受けとめなければいけない大きな課題だと思っていて、それはどこかに出てきましたか。死亡災害がいかにか多いかとか。

○佐藤企画課長 原案の28ページでございます。記述の中で真ん中あたりですけれども、林業における労働災害発生率についての記述がございます。

○葛城委員 ありましたね。ありがとうございます。先般、「緑の雇用」を担当されている林野庁の職員の方と、林政審議会以外でお会いして私なりに感じているところはお伝えしたのですが、国が努力できること、組合や事業体が努力できること、それから各個人が意識を変えることによって改善できる点と、いろいろあると思います。これは本当に物すごくまじめに受けとめないといけない事実だと思っていますので、白書に限らず林野庁としてもこの労災率を下げるという努力を、いろいろなところでしていただけるとありがたいなと思っております。

以上です。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり就業者の確保や人材育成という観点からも、従来から非常に重要な課題となっているところでございます。白書の記述では、28ページのところで、依然として労災率が高水準である現状を踏まえまして、29ページのところでは最初に林野庁と政府の施策、また以降では民間の取組を紹介しているという構成にしております。

○土屋部会長 ほかはいかがでしょうか。

そうしましたら、これは確認になると思いますけれども、Ⅲ-40ページです。40ページの35行目のところで、山村振興法について記述を追加予定というのがありますが、これはご参考までにどういうことが書かれるかというのがありましたら。

○佐藤企画課長 森林利用課長のほうから可能な範囲でよろしいでしょうか。

○赤堀森林利用課長 山村振興法は今年度末で期限が切れるということで、これは今改訂中でございます。議員立法ということで、政治主導で動いているところですが、今のところまだ決まっておりません。延長する方向でいくと思いますが、決まり次第、結果に基づいてここに入れようと考えてございます。

○土屋部会長 そうすると、そこに書かれる内容は、山村振興法が延長されるのを前提にすれば、延長されて今後もそのような施策を打っていくというようなことが書かれるということですね。

○赤堀森林利用課長 はい。まさにそうです。

○土屋部会長 もう少しご意見をいただけるとありがたいところではありますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、現時点では問題ないということでよろしいですか。

そうしましたら、次に行かせていただきます。次の第Ⅳ章は、先ほどご説明がありましたように特集章に記述がかなり移っていますので、いつもよりは少し軽めになっていると思いますが、ここについてはいかがでしょうか。

○丸川委員 質問ですみません。Ⅳ-16ページに資料Ⅳ-15の住宅1戸当たりの炭素貯蔵量の絵がございます。ここで木造住宅の炭素貯蔵量が鉄骨プレハブ住宅なり鉄筋コンクリート住宅と比べて多いというのは、どういう理屈でこうなるのでしょうか。シンクとして木が3.8%吸収してそのまま保持されているのはわかるのですが、ここはこういう1つの家で比べるとこういうことになるという理由は、どういうところにあるのでしょうか。

○佐藤企画課長 まさに今お話しされました、木材が二酸化炭素を吸収すると、木造建築では吸収されたものが貯蔵されているということでございます。

○土屋部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○丸川委員 これは大学の先生が言われておられることでしょうか。

○佐藤企画課長 この資料でございますが、考え方としましては、本文をご覧くださいますと、16ページの「木材利用は地球温暖化の防止にも貢献」というところで、「木材は、炭素の貯蔵、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替の3つの面で、地球温暖化の防止に貢献するとされている」ということで、これは従来から白書でも書いていることですが、そのところの最初でございます。「光合成によって大気中の二酸化炭素を取り込み、木材の形で炭素を貯蔵している」と、その木材を利用することは、大気中の二酸化炭素を低減することにつながるという資料として、この資料のIV-15が載っております。

○丸川委員 ちょっと私も勉強します。シンクというのは常に上流の3.8%のほうで考えていたので、それにおいて吸収されているというのは非常に国の中で大きな役割を占めていますが、それがLCA的に考えて、伐ってしまったときに、伐って木材製品に変わったときの炭素の移動というのが、私の頭の中でつながらなかったものですからお聞きしたということですので、そこを教えていただきたいなど。

○桂川計画課長 隣のIV-17ページのところの資料IV-16、木材利用における炭素ストックの状態という図がございます。おっしゃるとおり上流部で森林として炭素の吸収をされていたものが、木材となりまして住宅あるいは家具として利用されると、この状態でも炭素ストックとして維持されていると、そういう見方になっているわけでございます。

実際、温暖化対策の京都議定書第一約束期間では、森林は伐採した瞬間に全て排出されるというようにカウントされていたわけですが、第二約束期間においては、このように一定の期間、どのような用途かによって長さが変わってくるわけですが、一定の期間そのままストックされたままであると、そういうみなされ方となっております。

○丸川委員 わかりました。第二約束期間はそういうことになっているということですね。了解です。

○土屋部会長 どうぞ。

○田中委員 質問といたしますか、どうなっているかなということですが、15ページの木材の輸出でありまして、たまたま2014年2月のキョンヒャンと2014年8月の上海に、私も岡山

県の県木連として行っております。中国でも日本のヒノキに対する反響はすごいです。前まではそこまででもなかったのですが、去年はすごく反響がありました。韓国になればヒノキは神話ですから、日本産のヒノキが欲しいと、韓国産のヒノキは要らないと。韓国産のヒノキというのは何かというと、原木で行って向こうで製材されたのが韓国産ヒノキなんです。日本産ヒノキというのは、日本で製材して製品として韓国に行ったのが日本産ヒノキと、その日本産ヒノキが欲しいと言われます。

大変引き合いはあるのですが、安い話をされるものですからなかなか商売に結びつかないというところですけども、ここで非常に興味があるのが、中国の建設基準と日本産木材の問題、本来であれば去年の8月ぐらいにはこれはもう解決されて、日本産の木を使って中国で木造住宅が建てられるという話があったのですが。いろいろ摩擦もあるのでしょうか、この辺の話というのはどうですか。前に進んでいるのでしょうか。

○吉田木材利用課長 構造設計規範のお話でございました。これにつきましては、日本の材も構造材に使えるようにということで十年来働きかけてきておまして、その意味では中国政府部内の手続的には日本の材の部分はもう終わっていて、いわゆる日本で言うパブリックコメントも終わっていて、日本の関係の部分は終わっています。ただ、中国の設計規範自体の改正事項が、日本の材についてだけではなくていろいろな改正事項があるそうです。そちらのほうが多まっていないので、まだ全体の改正まで至っていないという状況でございます。そういう意味では、私ども日本の部分はやることは全部やって待っているだけの状態なので、そんなに時間がかからないと期待しているところではあります。いずれにしてもそういった状況も、できるだけ業界の皆様にも小まめに伝えていきたいなと思っております。

○田中委員 ありがとうございます。

来年度も韓国と中国で展示会をやるとなると、多分行かなくてはいけないというところですけども、そういう話をお聞きしたので大変助かります。ありがとうございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

意外と実は時間がもうなくなっていて、次のところに行かせてもらってもよろしいでしょうか。

次は、V章です。V章の「国有林野の管理経営」です。これについて何かご質問やご意見ありましたら、いかがでしょうか。

1点、私のほうからご質問させていただきます。V-9ページの事例のV-4というのがあります。これは全国的に問題になっているシカ害の対策についての記述でして、奥日光でモバ

イルカリングという新しい方法でやられているという、非常にこれはいい試みだと思うので、こういうことを書かれるのはいいなと思うのですが、これは実は初めの段落に、「地域の関係者と連携して」と書かれています。それはそのとおりですが、もう少し言いますと、この場合は森林管理署とそれから環境省の事務所とそれから県が中心になって、共同体をつくってやっています。そういう意味では、行政の間の連携、もちろん地域の方も含めて連携されているという意味でも非常に注目しているのですが、そこまでは書かないのですかという御質問です。

○ 淵上経営企画課長 工夫してみたいと思います。

○ 土屋部会長 はい。

どうぞ。

○ 葛城委員 これと同じところですけども、この間までシャープシューティングと言っていたものと同じですよ。

○ 土屋部会長 少し違うみたいです。

○ 葛城委員 少し違うのですか。

○ 土屋部会長 これは車で動くようです。

○ 葛城委員 シャープシューティングも私はそういう説明を聞いていたのですが。

○ 土屋部会長 シャープシューティングは動かない。

○ 葛城委員 餌づけして車で移動しながら。

○ 小山業務課長 餌づけしたところを撃ちます。

○ 土屋部会長 シャープシューティングは。

○ 葛城委員 これも同じように読めたのですけれども、違うのでしょうか。これは餌づけはしていないのですか。

○ 小山業務課長 シャープシューティングというのは、特定の場所、餌づけする場所が決まっています。そこに来るのを撃つというのがシャープシューティングですけども、これは餌づけする場所がいっぱいございます。林道沿いにたくさん餌づけする場所をつくっておいて、車で移動しながら、その餌づけして寄ってくるシカを撃つというのがモバイルカリング。

○ 葛城委員 私は、シャープシューティングもいっぱいあると思っていたのですが、餌づけする場所がシャープシューティングの場合は少ないということでしょうか。

○ 小山業務課長 一般的には、少ないということでございます。モバイルカリングのほうが多いと思います。

○ 淵上経営企画課長 これは少し整理してみたいと思います。

○葛城委員 そうですね。同じものの言葉が急に変わったように見えてしまったので、すみません、お願いします。

○土屋部会長 ちょっと見なれない言葉でもあるし、使いたいというのものもあると思うのですが、ご検討ください。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○塚本委員 19ページの26行目からの緑のオーナーの記述についてはさらに書かれている印象ですけれども、いろいろな問題も指摘されている中、どの程度まで触れるかということかと思えますけれども、ある程度触れられてはということ、一意見として述べさせていただきます。

以上でございます。

○佐藤企画課長 ご案内のとおり緑のオーナーについては、今、裁判中ですので、裁判そのものとかについてなかなか書ける状況ではない中で、ただ、私どもとしては今の記述で、緑のオーナーとは一体何かという制度の説明はしているつもりでございます。

○土屋部会長 ほかはよろしいですか。ありがとうございました。

そうしましたら第1部の最後です。第VI章の「東日本大震災からの復興」についてご質問やご意見をお願いします。いかがでしょうか。

この章というのは東日本大震災の前はなかったわけで、それ以降新しく設けられた章で、私はこの章をつくって毎年年次報告で出すということ自体が、非常に重要なことだと思っていますので、是非、当分続くことになると思いますので、ご対応をお願いできればというのが全体の意見です。特によろしいですか。

それでは、一応これで第1部が終わりました。時間もかなり限られてきました。その後の「平成26年度森林及び林業施策」のところについては、これも一括して何かご意見がありましたら伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐藤委員 このことに限らず今まで議論してきたことと関係するのですけれども、これも今後ちょっとご検討いただきたいのは、温暖化対策ということに関してですけれども、我々生活していて二酸化炭素を出しているわけです。そのことについて非常にわかりやすくいいと言われているのが、人間1人が1年間生活していて排出する二酸化炭素の量が、大体23本ぐらいのすぎで吸収してくれるということ、それから一家4人で車を持ちながらいろいろ生活して

いて、大体450本から600本の平均的なスギの立木が必要だというようなことでございまして、これは非常に皆さんにわかりやすいと思います。数字を出す以上、正確なものでなければいけないとは思いますが、今後これをご検討いただけないでしょうか。いろいろなところで話していると、非常にわかりやすくよかったというふうに言われるものですから、ちょっとご検討ください。

○佐藤企画課長 改めて勉強させていただきまして、白書に載せられるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○土屋部会長 26年度の講じた施策についてはよろしいですか。

そうしましたら、別冊になっています27年度に講じようとする森林及び林業施策について、何かご意見ありますでしょうか。今回の白書についてはこれで最後でありますので、どうぞ。

○葛城委員 内容のことではないですが、毎年白書ができると、これを一人でも多くの人に読んでもらいたいという話になっているかと思うのですが、私も講演する先で、実は林業白書はすごくおもしろいということをいろいろ紹介すると、どうやったら読めるのかとよく聞かれます。その辺の本屋さんでは置いていないし、私もホームページでは見られるという情報は提供していますが、あとはどうすればいいのでしょうか。林野庁に注文すればいいのでしょうか。

○佐藤企画課長 白書につきましては、毎年業者から出版・販売されておまして、図書館にもございます。

○葛城委員 図書館とかで見つけて、買いたいという人はどうすれば。林野庁のホームページを見ると載っているのでしょうか。

○佐藤企画課長 本の取り寄せ方法、注文方法等は、業者のホームページに載っています。

○葛城委員 業者名は今わかりますか。

○佐藤企画課長 1つは農林統計協会で、もう1つは全国林業改良普及協会でございます。

○葛城委員 ありがとうございます。

あともう一つ、以前、表紙をもう少し派手にしたらいいのではないかというご提案もしたかと思うのですが、その時点で私は防衛白書としか見比べておりませんでした。最近、新宿の都庁の議事堂に全白書が並んでいるということを見つけて、そこに行っただけだと各省庁が工夫してやっておられるということが一目瞭然でわかりますので、いろいろご研究もいただけるかなと思います。市販本の話です。

○佐藤企画課長 ありがとうございます。私どももできるだけ目立つ表紙にさせていただきたい

ですが、表紙は私どもでつくっているのではなくて、その出版業者がつくっておりますので、是非私どもからも伝えさせていただきます。

○土屋部会長 どうもありがとうございました。

最後にふさわしいご意見だったと思いますので、よろしく願いいたします。

実はもう時間を過ぎておりまして、これでひとまず審議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

本日、各委員からたくさんのご意見をいただきました。事務局においてこのご意見等を踏まえて最終的な取りまとめの作業を行うこととなりますが、この取りまとめにつきましては、事務局とそれから私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。それでは、こちらのほうで責任を持って取りまとめさせていただきます。

これまでの施策部会の審議過程につきましては、今後、4月開催予定の林政審議会において、施策部会長の私から報告したいと思いますが、これにつきましても、皆さん、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、これで私の役目は終わったと思いますのでお返しします。

○佐藤企画課長 本日は、長時間にわたり熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。

平成26年度の白書につきましては、施策部会での審議は今回が最後となります。今後の予定としましては、今、部会長からもお話がございましたが、本日の議論を踏まえた白書の案を作成した上で、今後4月に開催予定の林政審議会に諮問して答申を受け、5月下旬に閣議決定、国会提出、公表をすることとなります。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。